(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。 (注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。 (注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ウガン	盐盐
ガンガ	手国政府・ 手国際機関 (注1)
クイーンズウェイ変画のための贈与に関 画のための贈与に関 政府とウガンダ共和 間の交換公文	必
電所改修計する日本国国政府との	茶
タイーン 要な生産	掘
ス物ウ及	埋
ト グ イ 役	9
変務電の	ш
所, 吃 人	老
<i>德</i>	及
画物	Ċ,
無離	₹
するために	邻
ñ Ž	
	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)
	署名日署名地(渤沈第年)(注3)
日本田 一	州
乗 型 形 田 ・	24
(三在ウガン・リア・キワー画・経済開	竗
H26.12.17 392号	告示日 告示番号 (注4)